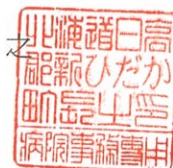


新ひだか町告示第57号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、令和7年度、令和8年度及び令和9年度において、新ひだか町が発注する物品購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請等について、次のとおり定める。

令和7年11月18日

新ひだか町長 大野 克之



一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等

第1 資 格

1 基本的資格要件

新ひだか町が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）の要件は、次の（1）から（5）までのいずれにも該当することとする。

- （1）政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- （2）政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- （3）次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）
 - イ 都道府県税（法人事業税、法人道民税等）
 - ウ 市区町村民税（住民税等）
- （4）次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- （5）申請者（資格者）又は、その代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、新ひだか町暴力団の排除の推進に関する条例施行規則（平成25年規則第20号）第4条に定める排除対象者でないこと。

2 契約の種類による資格要件

資格の種類ごとの競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- （1）物品購入に係る契約
 - ア 医療用機器購入

(ア) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項または第3項に基づく医療機器の販売業の許可を受けたものであること。

(イ) 令和7年11月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 厨房機器購入

(ア) 令和7年11月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等が（1）に該当する場合は、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち、別に定める項目にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

（1）経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

（2）企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有するものである者が構成員の過半数を占めているとき。

4 審査基準日 令和7年11月1日

第2 資格審査の申請の時期、方法等

1 申請の時期及び方法

（1）申請の時期及び提出方法は次のとおりとする。ただし、（3）から（5）に掲げる者は、この限りではない。また、下記の受付期間のうち、土・日曜日、祝日は除きます。

受付期間：令和7年11月18日（火）から令和7年12月4日（木）まで（期限厳守）
9時00分～11時30分、13時00分～16時30分

提出方法：持参又は郵送のみとする。（メール等の電子申請は認めていません。）

（2）新ひだか町内に本店又は支店、営業所等を有している場合は、1つの本店又は支店、営業所等で申請すること。

（3）経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等については、（1）によるほか、当該証明を受けたときとする。

（4）設立の際の構成員の過半数が競争入札参加資格を有する者である企業組合又は協業組合については、（1）によるほか、当該企業組合又は協業組合が設立されたときとする。

（5）特に町長が必要と認めた者については、町長の指定する日とする。

2 提出先

（1）資格審査の申請は、あらかじめ指定された申請書及び添付書類を提出する。

ア 持参による受付期間の場合

申請書類提出先 新ひだか町立静内病院

(受付会場～新ひだか町立静内病院1階 事務 管理係)

イ 郵送による受付期間の場合

郵送先 郵便番号056-0004

日高郡新ひだか町静内緑町4丁目5番1号 新ひだか町立静内病院内

新ひだか町保健福祉部 町立静内病院 管理係

郵送の方法は、簡易書留、レターパック等で配達記録が確認できるもののみとする。

特に郵送による場合は、不受理となった場合、再申請補正等が締切日に間に合わないことも考えられるため、時間に余裕をもって申請すること。

第3 参加資格を有する者の名簿への登載

参加資格があると認定された者は、当該資格の種類に係る令和7年度、令和8年度及び令和9年度において、新ひだか町が発注する物品購入に係る競争入札参加資格者名簿に登載される。

第4 資格審査結果の通知等

資格審査の結果は、競争入札参加資格審査結果通知書により、申請書を提出した者に通知する。

第5 資格の有効期間

資格の有効期間については、物品購入の資格を有することと認められた旨の通知があった日(有効期間の開始日※12月中旬を予定)から令和10年3月31日までとする。

第6 資格の喪失

- (1) 政令第167条の4に該当したとき。
- (2) その他第1の1(第1の1の(3)に規定する資格要件は除く。)、2又は3に定める要件を欠くに至ったとき。
- (3) 競争入札の参加資格申請において、虚偽その他不正な手段により登録を受けたとき。
- (4) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
- (5) 競争入札参加資格の取消しの申出があったとき。

第7 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- (1) 競争入札参加資格者の当該資格に係る事業又は営業が相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者
- (2) 中小企業組合等(企業組合及び協業組合を除く。)である競争入札参加資格者がその構成員(競争入札参加資格者であるものに限る。)を変更したもの
- (3) 企業組合又は協業組合である競争入札参加資格者がその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請しようとする者は、第2の2に定める提出先に、当該提出先の指示により作成した

申請書及び添付書類を速やかに提出しなければならない。

第8 資格申請内容の変更

1 競争入札参加資格者は、次のいずれかに該当したときは、速やかに変更内容の届出をしなければならない。

- (1) 商号又は名称に変更があったとき。
- (2) 組織に変更があったとき。（協同組合にあっては構成員に変更があったとき。）
- (3) 代表者に変更があったとき。
- (4) 所在地に変更があったとき。
- (5) 電話番号に変更があったとき。
- (6) 使用印鑑に変更があったとき。
- (7) 営業許可等に関する事項（単純更新を含む。）に変更があったとき。
- (8) 有資格者に関する事項に変更があったとき。
- (9) その他、申請内容に変更があったとき。

2 変更届出の方法

変更の届出をしようとする者は、第2の2に定める提出先に、変更届及び添付書類を提出しなければならない。

第9 資格の辞退（喪失）届出

1 競争入札参加資格者は、次のいずれかに該当したときは、速やかに資格辞退（喪失）の届出をしなければならない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) その他第6の資格の喪失要件に該当するに至ったとき

2 辞退（喪失）届出の方法

辞退（喪失）の届出をしようとする者は、第2の2に定める提出先に、辞退（喪失）届及び添付書類を提出しなければならない。